

名古屋市公報	令和 2年 7月 1日 第59号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第93号)	5
○ 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第94号)	8
○ 緑のまちづくり条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課) (第95号)	11
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第96号)	12
告 示		
○ 名古屋市総合体育館レインボーホールの臨時休館期間の変更について	(ス市・スポーツ施設室) (第394号)	14
○ 粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託について	(環境・作業課) (第395号)	15
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第396号)	20
○ 車両制限令による道路の指定に関する告示	(緑土・道路管理課) (第397号)	22
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第398号)	25
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第399号)	26
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第400号)	30
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第401号)	31
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第402号)	34
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止	(健福・保護課) (第403号)	35
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について		

	(健福・障害者支援課)	(第404号)	37
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課)	(第405号)	40
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第406号)	41

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 新型コロナウイルス感染症の予防及び経済的支援を目的とする水道料金の減額に関する規程の一部改正	(第24号)	42
○ 名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程の一部改正	(第25号)	43

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	45
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	47
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	51
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	54
○ 令和 2年度名古屋市職員第 2類採用試験、職務経験者採用試験及び就職氷河期世代採用試験公告	(人事・任用課)	58
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	97
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	98
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	99
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	100

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（第93号）

1 改正内容

- (1) 地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（別表第 2関係）
- (2) 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第16号様式の 3、第16号様式の 6、第17号様式）

2 施行期日

令和 2年 7月 1日から施行します。

○ 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（第94号）

1 改正内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 15 号様式から第 20 号様式関係）

2 施行期日

令和 2年 7月 1日から施行します。

○ 緑のまちづくり条例施行細則の一部を改正する規則（第95号）

1 改正内容

特別緑地保全地区内における樹林地の維持管理に要する費用を助成することとし、これに伴い、規定の整備を行います。（第 10 条関係）

2 施行期日

令和 2年 7月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第96号）

1 改正内容

市営住宅に付随する駐車場の公用開始に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 2 年 8 月 1 日から施行します。ただし、市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る手続等に関する規定は公布の日から施行します。

名古屋市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 6月24日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第93号

名古屋市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市老人福祉法施行細則（昭和47年名古屋市規則第 139号）の一部を次のように改正する。

別表第 2備考第 1項中「附則第 5条の 4の 2第 6項」を「附則第 5条の 4の 2第 5項」に改める。

第16号様式の 3中「（あて先）」を「（宛先）」に、「定款その他基本約款」を「登記事項証明書」に、「履歴書」を「氏名」に改め、
「(4) 収支予算書」
「(5) 事業計画書」
を削る。

第16号様式の 6中「（あて先）」を「（宛先）」に、

- 「(1) 建物の平面図、姿図
(2) 設備の概要
(3) 運営規程（案）
(4) 職員の定数及び職務内容 を
(5) 施設長その他主要職員の履歴書
(6) 資産の状況（土地及び建物の権利関係書）
(7) 定款その他基本約款 」

- 「(1) 設備の概要
(2) 職員の定数及び職務内容 に改める。
(3) 施設長の氏名
(4) 登記事項証明書 」

第17号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

- 「(1) 施設の地理的状況
(2) 建物の設備の概要
(3) 施設の運営方針（養護老人ホームを設置する場合があります。）
(4) 職員の定数及び職務内容（養護老人ホームを設置する場合があります。）
(5) 施設の運営についての重要事項に関する規程（特別養護老人ホームを設置する場合があります。）
(6) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（特別養護老人ホームを設置する場合があります。）
(7) 職員の勤務体制及び勤務形態（特別養護老人ホームを設置する場合があります。）
(8) 協力病院及び協力歯科医療機関との契約内容（特別養護老人ホームを設置する場合があります。）
(9) 施設の長その他主要職員の履歴書
(10) 資産の状況（土地及び建物の権利関係書）
(11) 定款その他の基本約款 」
を

「(1) 建物の設備の概要

(2) 施設の運営方針（養護老人ホームを設置する場合に限ります。）

(3) 職員の定数及び職務内容（養護老人ホームを設置する場合に限ります。）

(4) 施設の運営についての重要事項に関する規程（特別養護老人ホームを設置する場合に限ります。）

(5) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（特別養護老人ホームを設置する場合に限ります。）

(6) 職員の勤務体制及び勤務形態（特別養護老人ホームを設置する場合に限ります。）

(7) 協力病院及び協力歯科医療機関との契約内容（特別養護老人ホームを設置する場合に限ります。）

(8) 施設の長その他主要職員の履歴書

(9) 登記事項証明書

」

に改める。

附 則

1 この規則は、令和 2年 7月 1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市老人福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届及び申請書は、この規則による改正後の名古屋市老人福祉法施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 6月24日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第94号

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年名古屋市規則第 107号）の一部を次のように改正する。

第15号様式中

フリガナ		性別	男・女
氏 名			

を

「

フリガナ	
氏 名	

に改める。

」

第16号様式中

フリガナ		性別	男・女
申請者氏名	印		

を

「

フリガナ	
申請者氏名	印

に改める。

」

第17号様式中

フリガナ		性別	男・女
氏名			

を

」

「

フリガナ	
氏名	

に改める。

」

第18号様式中

フリガナ		性別
氏名		

を

」

「

フリガナ	
氏名	

に改める。

」

第19号様式（表）中

フリガナ		性別
氏名		男・女

を

」

「

フリガナ	
氏 名	

に改める。

」

「

第20号様式（表）中

フリガナ		性別
氏 名		男・女

を

」

「

フリガナ	
氏 名	

に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和 2年 7月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

緑のまちづくり条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第95号

緑のまちづくり条例施行細則の一部を改正する規則

緑のまちづくり条例施行細則（平成17年名古屋市規則第 158 号）の一部を次のように改正する。

第10条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 特別緑地保全地区内における樹林地の維持管理に要する費用の助成

附 則

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第96号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表荒越荘の項中

「 1 号から 8 号まで、10 号から 171 号まで、 174 号から 201 号まで、203 号から 208 号まで、239 号から 251 号まで、253 号から 266 号まで、268 号から 282 号まで、284 号	を 「 1 号から 8 号まで、10 号から 171 号まで、 174 号から 201 号まで、203 号から 208 号まで、225 号、226 号、236 号、239 号から 251 号まで、253 号から 266 号まで、268 号から 282 号まで、	に改め、同表
---	---	--------

から 288 号まで及び
290 号から 355 号まで

」

284 号から 288 号まで
及び 290 号から 355 号
まで

」

大生荘の項中

「

3 号、7 号、8 号、13
号及び15号から83号ま
で

」

「

1 号から 3 号まで、7
号、8 号、13号及び15
号から83号まで

」

を

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 394号

名古屋市総合体育館レインボーホールの臨時休館期間の変更について

令和元年名古屋市教育委員会告示第17号（名古屋市総合体育館レインボーホールの臨時休館の変更について）で告示した名古屋市総合体育館レインボーホールの休館期間を「令和 2年 7月19日まで」から「令和 2年 8月 3日まで」に変更します。

令和 2年 6月24日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 395号

粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように手数料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 2年 6月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

委託した相手方
名古屋市中村区鳥居西通 1丁目 1番地 株式会社アオキスーパー 代表取締役社長 青木 俊道
名古屋市北区浪打町 2丁目35番地 国分グロースチェーン株式会社 中部運営部 部長 山地 浩史
名古屋市守山区森孝東一丁目 509番地 株式会社清水屋藤ヶ丘店 代表取締役 清水 隆行
名古屋市中村区名駅五丁目25番 1号 イオンリテール株式会社 東海カンパニー人事総務部長 木村 英二
名古屋市千種区内山二丁目13番 株式会社スギヤマ薬品 代表取締役社長 杉山 貞之
名古屋市緑区六田一丁目 160番地

株式会社スーパーヤマダイ 代表取締役 近藤 智也
名古屋市中村区名駅五丁目25番 1号 イオンリテールストア株式会社 東海カンパニー管理部長 木村 英二
東京都千代田区岩本町三丁目10番 1号 山崎製パン株式会社 デイリーヤマザキ事業統括本部長 植田 一裕
名古屋市中区正木一丁目10番 6号 名古屋酒販協同組合 代表理事 藤村 和優
名古屋市熱田区川並町 2番22号 名古屋青果物商業協同組合 理事長 久松 市吾
名古屋市東区矢田南一丁目 6番32号 愛知県たばこ販売協同組合名古屋東支部 支部長 大矢 武
岐阜県多治見市大針町 661番地の 1 株式会社バロー 代表取締役 田代 正美
大阪市鶴見区今津南一丁目 5番32号 株式会社コノミヤ 代表取締役 芋縄 隆史
名古屋市北区丸新町34番地 株式会社ビー・アンド・ディー 代表取締役社長 上條 明子
東京都港区芝浦三丁目 1番21号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田 貴司

名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番 6号 株式会社フィールコーポレーション 代表取締役 串田 崇
千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地 1 ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本 明裕
和歌山市中島 185番地の 3 株式会社オークワ 代表取締役 神吉 康成
名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の 1 生活協同組合コープあいち 専務理事 小野 修三
名古屋市東区葵三丁目15番31号 株式会社ヤマナカ 代表取締役 中野 義久
愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司
名古屋市中川区宮脇町 2丁目11番地 株式会社義津屋 太平通り店 店長 国弘 隆靖
名古屋市中区金山一丁目14番18号 株式会社ローソン 愛知・静岡営業部営業部長 福井 秀樹
名古屋市緑区池上台二丁目20番地 株式会社米増商店 代表取締役 近藤 恒人
名古屋市中区伊勢山二丁目 7番28号 愛知県たばこ販売協同組合名古屋中支部 支部長 河野 章

東京都千代田区二番町 8番地 8 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 永松 文彦
名古屋市西区玉池町36番地 山崎製パン株式会社名古屋工場 執行役員工場長 川北 真樹
名古屋市中区錦一丁目18番22号 マックスバリュ中部株式会社 代表取締役社長 神尾 啓治
名古屋市東区東大曽根町25番 9号 株式会社不二屋 取締役社長 成瀬 敏典
名古屋市北区杉栄町 2丁目48番地 株式会社トミダ 代表取締役 富田 克美
名古屋市中村区名駅五丁目25番 8号 イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林 健太郎
名古屋市千種区今池三丁目31番6号 合資会社福島商店 代表社員 福島 初男
名古屋市東区徳川町 522番地 徳川公設市場協同組合 代表理事 大屋 康治

2 収納を委託した手数料

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4年名古屋市条例第46号）第32条第 1項に規定する一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ処理手数料に限る。）

3 委託期間

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

名古屋市環境局事業部作業課

名古屋市告示第 396号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年 6月25日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和元年12月11日 31指令住開指第 204号	名古屋市中川区福島一 丁目95番 1	愛知県稲沢市長束町観音 寺田33番地 山田千景
令和元年 8月 7日 31指令住開指第 101号	名古屋市守山区小幡北 2015番外 1筆	愛知県知多郡東浦町大字 緒川字寿久茂 168番地 戸田不動産有限会社 取締役 戸田宏和
令和 2年 1月21日 31指令住開指第 219号	名古屋市昭和区恵方町 2丁目 1番 2	名古屋市中村区名駅四丁 目 9番 8号 豊田通商株式会社住環境 まちづくり部 部長 浅黄栄一
令和 2年 3月 2日 31指令住開指第 247号	名古屋市守山区野萩町 706番	名古屋市中区丸の内一丁 目17番 2号 株式会社玉善 代表取締役 玉野善教

令和元年11月26日 31指令住開指第 182号	名古屋市港区油屋町 4 丁目16番外 1筆	名古屋市港区善南町56番 地 水野敏治
令和 2年 3月26日 31指令住開指第 264号	名古屋市中川区東起町 3丁目43番 2外 4筆	名古屋市中川区東起町 4 丁目 100番地 服部是巳
令和元年 7月 3日 31指令住開指第80号	名古屋市緑区大高町字 北平部 1番39外 7筆	名古屋市天白区原四丁目 1107番地 株式会社マミヤ 代表取締役 間宮陸海

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 397 号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次のように指定します。併せて、同令第10条第 2 項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のように定めます。

令和 2 年 6 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する道路の路線名及び区間

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘要
市道	1	金城埠頭線	名古屋市港区稲永一丁目1207番 2 地先から 名古屋市港区汐止町 1 番 1 地先 まで	附図
市道	2	港中川線	名古屋市港区一州町 1 番 9 地先 から 名古屋市港区稲永一丁目1207番 2 地先まで	

2 指定する期日

令和 2 年 7 月 15 日

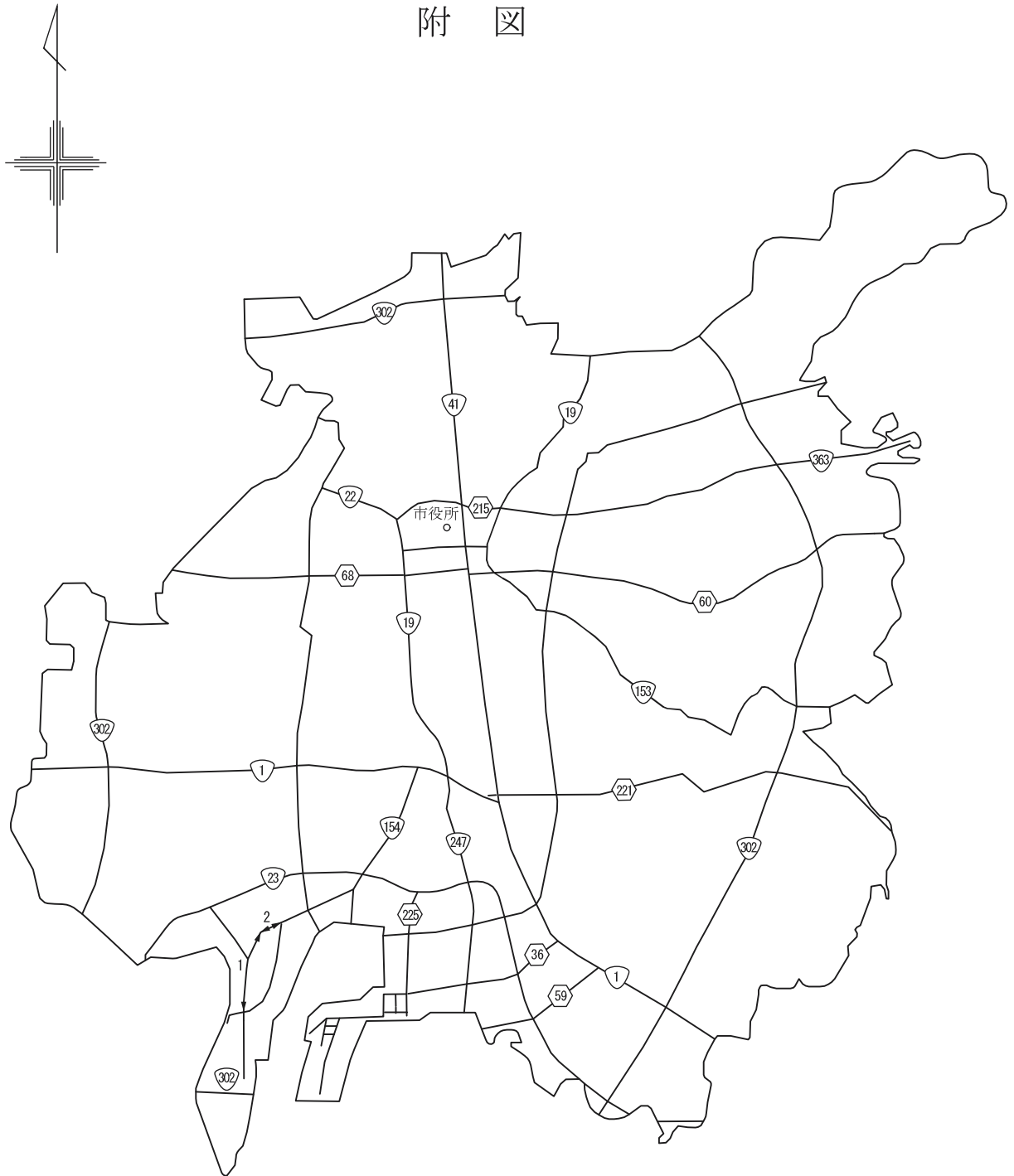
3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第 180 号）第47条の 2 第 1 項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



凡 例


 今回指定する部分

名古屋市告示第 398号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
くるみ調剤薬局みなみ店	名古屋市南区豊田二丁目 5番21号	令和 2年 4月 27日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
あおぞら調剤薬局	名古屋市熱田区三本松町12番23号	令和 2年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 399号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		社会福祉法人名北福祉会
介護事業者の所在地		名古屋市北区御成通 3丁目20番地の 4
介護事業所の名称		ヘルパーステーションそら
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区上飯田東町 1丁目18番地の 1
	新	名古屋市北区下飯田町 2丁目14番地の 3
変更年月日		令和元年 6月 2日

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		日本調剤大久手薬局
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区大久手町 5丁目16番地
	新	名古屋市千種区大久手町 5丁目 5番地の 2

変 更 年 月 日	令和 2年 4月 1日
-----------	-------------

介護事業所の名称		坂井歯科医院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区隼人町 6番地の 7
	新	名古屋市昭和区隼人町 6番地の 6
変更年月日		令和 2年 3月 1日

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称		株式会社メディ．ケア
介護事業者の所在地		名古屋市守山区瀬古東二丁目 333番地
介護事業所の名称		メディ．ケア金山
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区金山二丁目 8番 4号
	新	名古屋市中区大井町 3番24号
変 更 年 月 日		令和元年12月 2日

4 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称		社会福祉法人昌明福祉会
介護事業者の所在地		名古屋市港区寛政町 6丁目10番地
介護事業所の名称	旧	グループホーム結
	新	グループホーム敬親庵
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区寛政町 6丁目25番地
	新	名古屋市港区寛政町 7丁目18番地
変 更 年 月 日		令和 2年 4月20日

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		一般財団法人名古屋市療養サービス事業団
介護事業者の所在地		名古屋市中村区豊国通 1丁目14番地
介護事業所の名称	旧	名古屋市緑区ケアマネジメントセンター

	新	名古屋市緑・南ケアマネジメントセンター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 7番地の 1
地	新	名古屋市緑区左京山3038番地
変 更 年 月 日	令和 2年 5月 1日	

介護事業者の名称	ゴールド社会福祉株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市天白区焼山一丁目 101番地	
介護事業所の名称	ゴールドケアプラン	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区焼山一丁目 101番地
地	新	名古屋市天白区植田三丁目1205番地
変 更 年 月 日	令和元年12月 1日	

6 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称	株式会社メディ・ケア	
介護事業者の所在地	名古屋市守山区瀬古東二丁目 333番地	
介護事業所の名称	メディ・ケア金山	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区金山二丁目 8番 4号
地	新	名古屋市中区大井町 3番24号
変 更 年 月 日	令和元年12月 2日	

7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護事業者の名称	ナースコール株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市千種区池下一丁目11番21号	
介護事業所の名称	i－c a r e 24	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区池下一丁目11番21号
地	新	名古屋市千種区上野一丁目 2番 7号
変 更 年 月 日	平成29年 1月 1日	

8 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		社会福祉法人名北福祉会
介護事業者の所在地		名古屋市北区御成通 3丁目20番地の 4
介護事業所の名称		ヘルパーステーションそら
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区上飯田東町 1丁目18番地の 1
	新	名古屋市北区下飯田町 2丁目14番地の 3
変更年月日		令和元年 6月 2日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 400号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
ちくさセントラルクリニ ック	名古屋市千種区今池四丁目 401番	令和 2年 3月31日

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
ちくさセントラルクリニ ック	名古屋市千種区今池四丁目 401番	令和 2年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 401号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
特定非営利活動法人たすけあ い名古屋 名古屋市緑区鳴子町 4丁目13 番地	介護みどり 名古屋市緑区鳴子町 4丁目13 番地	令和 2年 6月30日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
エム・オーヒューマンサービ	訪問看護ステーション「トン	令和 2年

ス株式会社 名古屋市千種区茶屋坂通 2丁 目14番地	ト」 えがお 名古屋市守山区四軒屋二丁目 111番地	4月30日
----------------------------------	----------------------------------	-------

3 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社ケアフェリーチェ 名古屋市名東区梅森坂一丁目 3309番地	グループホームやすらぎの里 梅森坂 名古屋市名東区梅森坂一丁目 3309番地	令和 2年 3月31日

4 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社ケアフェリーチェ 名古屋市名東区梅森坂一丁目 3309番地	グループホームやすらぎの里 中野新町 名古屋市中川区中野新町 3丁 目51番地	令和 2年 3月31日
株式会社ケアフェリーチェ 名古屋市名東区梅森坂一丁目 3309番地	グループホームやすらぎの里 梅森坂 名古屋市名東区梅森坂一丁目 3309番地	令和 2年 3月31日

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
一般財団法人名古屋市療養サ ービス事業団	名古屋市南区ケアマネーজে ントセンター	令和 2年 4月30日

名古屋市中村区豊国通 1丁目 14番地	名古屋市南区前浜通 3丁目10 番地	
一般財団法人名古屋市療養サ ービス事業団 名古屋市中村区豊国通 1丁目 14番地	名古屋市天白区ケアマネージ メントセンター 名古屋市天白区原一丁目 301 番地	令和 2年 4月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 402号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人長生福寿会 名古屋市西区二方町15番地	介護支援センター二方の郷 名古屋市西区二方町15番地	令和 2年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 403号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 2年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
亀島耳鼻咽喉科医院	名古屋市熱田区伝馬二丁目27番12号	令和元年 10月17日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
亀島耳鼻咽喉科医院	名古屋市熱田区伝馬二丁目27番12号	令和元年 10月17日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
亀島耳鼻咽喉科医院	名古屋市熱田区伝馬二丁目27番12号	令和元年 10月17日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 404号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人ぽれ ぽれの会 名古屋市西区比良 二丁目 304番地の 1	ぽれっとホーム 名古屋市西区比良 一丁目 237番地	短期入所	2310201419	令和 2年 6月 1日
株式会社恵 名古屋市緑区鳴海 町字上汐田12番地	グループホームふ わふわ天白	短期入所	2316401328	令和 2年 6月 1日
	名古屋市天白区大 根町33番地	共同生活援助	2326400195	令和 2年 6月 1日
	ヘルパーステーシ ョンふわふわ守山 名古屋市守山区大 字上志段味字道光 316番地	居宅介護 重度訪問介護	2317601835	令和 2年 6月 1日
株式会社 a m b y	ヘルパーステーシ	居宅介護	2317200638	令和 2年

名古屋市名東区香 流二丁目1117番地	ョンアサガオ 名古屋市東区東桜 二丁目 3番 7号	重度訪問介護		6月 1日
株式会社シフク 名古屋市北区成願 寺一丁目 6番 6号	ヘルパーステーシ ョンシフク L I F E 名古屋市北区成願 寺一丁目 6番 6号	重度訪問介護	2317301618	令和 2年 6月 1日
株式会社クオリテ ィライフ 名古屋市北区光音 寺町字野方1907番 地の 205	訪問介護本舗みま もり 名古屋市北区光音 寺町字野方1907番 地の 205	居宅介護 重度訪問介護	2317301626	令和 2年 6月 1日
ルミエールコアカ ンパニー合同会社 名古屋市南区薬師 通 1丁目21番地の 2	ヘルパーステーシ ョンにじいろ 名古屋市南区薬師 通 1丁目21番地の 2	居宅介護 重度訪問介護	2318101165	令和 2年 6月 1日
株式会社スタッフ シュウエイ 愛知県東海市名和 町後西19番地	アクア緑訪問介護 名古屋市緑区大高 町字寅新田 150番 地の 3	居宅介護 重度訪問介護	2318501489	令和 2年 6月 1日
株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目9 番地	ニチイケアセンタ ー神の倉 名古屋市緑区赤松 716番地	居宅介護 重度訪問介護	2318501497	令和 2年 6月 1日
社会福祉法人名古 屋手をつなぐ育成 会	ふきあげグループ ホーム 名古屋市瑞穂区十	共同生活援助	2321400075	令和 2年 6月 1日

名古屋市熱田区神宮四丁目 4番 5号	六町 2丁目47番地の 1			
特定非営利活動法人スポNAGOネットワーク 名古屋市中村区名駅南一丁目 1番14号	スポNAGOレジデンス 名古屋市中区錦二丁目13番27号	共同生活援助	2326100035	令和 2年 6月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 405号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
医療法人八事の森 名古屋市昭和区山 手通 5丁目33番地 の 1	相談支援事業所け せらぼ	一般相談支援 特定相談支援	2330100187	令和 2年 6月 1日
	名古屋市中村区中 村町 8丁目18番地 の 1	障害児相談支 援	2370100162	
一般社団法人On e L i f e 名古屋市名東区牧 の里一丁目1316番 地	ぱぷりかレッド	特定相談支援	2338000207	令和 2年 6月 1日
	名古屋市名東区大 針三丁目 142番地	障害児相談支 援	2378000208	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 406号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
有限会社真晴 名古屋市北区丸新 町 405番地	シンセイライフ 名古屋市北区丸新 町 405番地	重度訪問介護	2317300156	令和 2年 5月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市上下水道局管理規程第24号

新型コロナウイルス感染症の予防及び経済的支援を目的とする水道料金の減額に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月22日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第3条を次のように改める。

（水道料金の計算）

第3条 減額の対象となる水道料金の計算については、施行規程第21条第3項中「料金表を適用して得た額」とあるのは「料金表を適用して得た額から基本料金を減じて得た額」と、同規程第22条第1項中「料金表を適用して得たそれぞれの額」とあるのは「料金表を適用して得たそれぞれの額から基本料金を減じて得た額」と、同規程第22条の2中「条例第23条第2項の表を適用して得た額」とあるのは「条例第23条第2項の表を適用して得た額から基本料金を減じて得た額」として、これらの規定を適用する。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の新型コロナウイルス感染症の予防及び経済的支援を目的とする水道料金の減額に関する規程の規定は、令和2年5月29日から適用する。

名古屋市上下水道局管理規程第25号

名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第60号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月23日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第21条の次に次の1条を加える。

（共同浄化槽の特例）

第21条の2 複数戸（同一人の所有のみに係るものを除く。）が共同して利用する浄化槽（以下「共同浄化槽」という。）を廃止する場合においては、次の各号に掲げる工事ごとに、資金の貸付けを受けることができる。この場合において、当該各号に掲げる工事は、この章の規定の適用については、それぞれ廃止工事とみなす。

（1）排水設備を設置する工事

（2）共同浄化槽を廃止する工事

2 前項第2号の工事に係る貸付金（以下「二次貸付金」という。）の額は、第10条第1項の規定にかかわらず、前項第1号の工事に係る貸付金（以下「先行貸付金」という。）の額との合計が390,000円を超える場合にあっては、390,000円から先行貸付金の額を減じて得た額以下とする。

3 集合住宅にあっては、1棟を1戸とみなして、この条の規定を適用する。この場合において、前項中「390,000円から」とあるのは、「第10条第2項の適用がある場合にあっては、同項の規定により算出した額から」とする。

4 二次貸付金は、第11条第1項の規定にかかわらず、先行貸付金の最後の償還月の翌月からこれを償還する。ただし、先行貸付金の最後の償還月の償還額が11,000円未満である場合には、その月の償還額は二次貸付金の償還と合わせて11,000円とし、その残余の額について第11条第1項の規定を適用する。第1号様式中「㊦」を「㊧」に改める。

第1号様式備考及び第2号様式備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものについては、この規程による改正後の名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 6月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋三越栄店・ラシック

名古屋市中区栄三丁目 501番 ほか47筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
合資会社丸丹	無限責任社員 辻本 昌孝	名古屋市中区栄四丁目13番 3号	㈱丸丹	代表取締役 辻本 昌孝	変更なし

3 変更の日

令和 2年 4月 1日

4 変更した理由

合資会社から組織変更し株式会社となったため

5 届出の日

令和 2年 6月 8日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 6月22日から同年10月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年10月22日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 6月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ緑店

名古屋市緑区徳重二丁目 201番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)鎌倉文庫	代表取締役 宮川 源	名古屋市中 村区名駅四 丁目 7番25 号先	—	—	—	平成 28年 10月 31日
2	(株)ブランド メゾン	代表取締役 安山 克義	名古屋市名 東区一社三 丁目96番地	—	—	—	平成 27年 4月 19日

3	(株)ザ・クロックハウス	代表取締役 花谷 洋二	東京都杉並区西荻北二丁目28番7号	—	—	—	平成27年8月25日
4	(株)オリンピック	代表取締役 加藤 雅浩	名古屋市中区平和一丁目6番1号	—	—	—	平成25年6月30日
5	(株)ジェニー	代表取締役 内田 慶一郎	名古屋市中区白区植田三丁目1206番地	—	—	—	平成27年4月19日
6	A s - m e エステール(株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	—	—	—	平成29年8月31日
7	(有)ヨシダ	代表取締役 吉田 洋一	名古屋市中川区五女子一丁目1番10号	—	—	—	平成31年2月28日
8	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし	平成31年4月15日
9	(株)尾頭園	代表取締役 鈴木 辰雄	名古屋市中川区尾頭橋二丁目4番15号	変更なし	代表取締役 鈴木 茂博	変更なし	平成28年8月31日
10	(株)スイートスタイル	代表取締役 若月 光博	東京都中央区日本橋小舟町7番2号	変更なし	代表取締役 古谷 大輔	変更なし	令和元年5月16日
11	(株)サンリフホーム	代表取締役 坂野 達哉	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	変更なし	代表取締役 服部 剛之	変更なし	平成29年5月15日
12	(株)さが美	代表取締役 平松 達夫	横浜市港南区下永谷六丁目2番11号	変更なし	代表取締役 形部 幸裕	横浜市戸塚区川上町87番4号	令和元年7月1日
13	(株)モリエ	代表取締役 藤田 敏	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	変更なし	代表取締役 内野 伸彦	変更なし	平成30年5月31日

14	(株)日本一	代表取締役 染谷 康雄	千葉県野田 市目吹1965 番地	変更なし	代表取締役 染谷 幸雄	変更なし	平成 28年 6月 15日
15	(有)富士	代表取締役 加藤 久朗	名古屋市熱 田区神宮三 丁目 6番34 号	変更なし	代表取締役 加藤 青児	変更なし	平成 29年 6月 22日
16	—	—	—	(株)セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣 市外渕二丁 目38番地	平成 26年 8月 9日
17	—	—	—	マツオイン ターナショ ナル(株)	代表取締役 松尾 憲久	大阪市中 央区備後町三 丁目 4番 9 号	平成 26年 3月 13日
18	—	—	—	(株)アルカ スインター ナショナル	代表取締役 寺井 秀蔵	神戸市中 央区港町中町 六丁目 8番 1号	平成 26年 3月 13日
19	—	—	—	(株)らくだ	代表取締役 外村 英二	名古屋市中 区大須四丁 目10番32号	平成 28年 11月 1日
20	—	—	—	(有)MAR I E S R A G	代表取締役 土橋 千春	名古屋市中 央区広路町 南山71番地	平成 30年 9月 21日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成31年 4月15日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo. 7までの小売業者については、退店のため
- (3) No. 8からNo.11までの小売業者及びNo.13からNo.15までの小売業者について
は、代表者変更のため
- (4) No.12の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (5) No.16からNo.20までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年 5月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 6月23日から同年10月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年10月23日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年6月23日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テラッセ納屋橋

名古屋市中区栄一丁目 201番 ほか14筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	—	—	—	令和 2年 2月 17日
2	(株)トーシン	代表取締役 石田 信文	名古屋市中 区栄三丁目 4番21号	—	—	—	令和 元年 8月 1日

3	(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号	—	—	—	令和 元年 6月 30日
4	—	—	—	UDリテー ル(株)	代表取締役 片桐 三希 成	横浜市神奈 川区入江二 丁目18番地	令和 元年 11月 1日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成31年 4月15日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo. 3までの小売業者については、退店のため
- (3) No. 4の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年 5月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 6月23日から同年10月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年10月23日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 6月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ植田店

名古屋市天白区元植田一丁目 302番地 ほか25筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市天白区元植田一丁目 302番地 外25筆	名古屋市天白区元植田一丁目 302番地 ほか25筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	チタカ・インターナショナル・フーズ(株)	代表取締役 角 日出夫	愛知県北名古屋市沖村山ノ神30番地	—	—	—	平成26年5月18日

2	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし	平成 31年 4月 15日
3	(株)大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市 西条吉行東一丁目 4番14号	変更なし	代表取締役 矢野 靖二	変更なし	平成 31年 3月 1日
4	(株)ペグプレ ジール	代表取締役 竹内 新一郎	名古屋市中村区 井深町10番28号	(株)ペグ	変更なし	変更なし	平成 27年 11月 21日
5	(株)マツモト キヨシ	代表取締役 松本 清雄	千葉県松戸市 新松戸東9番地 1	変更なし	代表取締役 太田 貴雄	変更なし	平成 29年 4月 1日
6	(株)三光食品	代表取締役 犬塚 光知	愛知県岡崎市 宇頭南町8番地15	変更なし	変更なし	愛知県岡崎市 大和町字塗御堂 22番地 1	平成 30年 2月 5日
7	東谷(株)	代表取締役 東谷 昌彦	名古屋市中村区 栄三丁目28番14号	変更なし	代表取締役 東谷 敏弘	名古屋市中村区 栄四丁目17番 5号	平成 29年 12月 26日
8	(株)チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区 成田東四丁目39番 8号	変更なし	変更なし	東京都杉並区 荻窪四丁目30番16号	平成 29年 5月 26日
9	—	—	—	(株)都筑	代表取締役 都筑 博雄	愛知県豊田市 日之出町2丁目12番 地 5	平成 23年 9月 30日
10	—	—	—	(株)あーる工 房	代表取締役 伊藤 伸哉	岐阜県羽島市 竹鼻町丸の内11丁目 94	平成 23年 9月 30日
11	—	—	—	(株)Y・s p a c e	代表取締役 渡辺 肇	名古屋市中北区 城見通3丁目 5番地	平成 28年 5月 21日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 2年 5月20日
- (2) 設置者については、平成31年 4月15日

(3) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者については、代表者変更のため
- (3) No. 1の小売業者については、退店のため
- (4) No. 2、No. 3及びNo. 5の小売業者については、代表者変更のため
- (5) No. 4の小売業者については、吸収合併のため
- (6) No. 6及びNo. 8の小売業者については、住所変更のため
- (7) No. 7の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (8) No. 9からNo.11までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年 5月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 6月23日から同年10月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年10月23日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

令和 2 年度名古屋市職員第 2 類採用試験、職務経験者採用試験及び
就職氷河期世代採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和 2 年 6 月 23 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫



令和2年度

名古屋市職員採用試験案内（第2類[高校卒業程度・18～21 歳]）

【申込期間】

7月7日（火）から8月3日（月）までの本登録完了分有効

令和2年6月23日

名古屋市人事委員会

『名古屋の未来を変えるのは、君だ！』

本市では、名古屋をよりよくしたいという熱意を持ち、主体的・積極的に行動できる人材を求めています。

注意事項

今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、試験日程等変更となる場合があります。採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイト及び名古屋市人事委員会公式ツイッターでお知らせします。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分		採用予定人員 ※1	主な職務内容 ※2
事務	行政一般	5名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など
	技術	5名程度	本庁各局や公所等における道路・河川の維持管理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、バス・地下鉄整備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等 など
	土木	若干名	
	建築	若干名	
	機械	若干名	
	電気	若干名	
学校事務		若干名	本市の小・中学校又は特別支援学校における事務（予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生 など）
消防		50名程度	消防署等における火災の予防又は鎮圧、地域防災、救急・救助 など （主に交替制勤務に従事します。また、一部の業務を除き、性別による従事制限はありません。なお、本市の消防学校に入校し全寮制による教育を受けた後に配属されます。）

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

<申込及び問合先> 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

2 受験資格

次の(1)～(3)の要件を満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

平成11年（1999年）4月2日から平成15年（2003年）4月1日までに生まれた方
（ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は令和3年（2021年）3月31日までに卒業見込の方は受験できません。）

(2) 資格要件等（消防のみ）

試験区分	資格要件等
消 防	日本国籍を有し、下記の条件4つすべてに該当する方 【身体的条件】 ・ 矯 正 視 力 …両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・ 基本色の識別…赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・ 聴 力 …左右とも正常であること ・ そ の 他 …消防官としての職務遂行に支障のないこと

(3) 次のいずれにも該当しない方

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

（注）受験資格以外に職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。

- ・ 「消防」以外の試験区分で日本国籍を有しない方 … 7ページ「7」及び9ページ「13 (1)」

3 試験の日程等

(注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

試験の流れ		日 程
受験申込		7月7日（火）～8月3日（月） ※本登録まで完了させてください。（P6 5 申込手続参照）
受験票発送		8月26日（水）
受験教室のお知らせ		9月25日（金） 市ウェブサイトに公開します。
第1次試験		9月27日（日） 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 （行政一般・学校事務・消防） 午後1時15分頃 ＜昼休憩なし＞ （土木・建築・機械・電気） 午後3時30分頃 ＜昼休憩あり＞ ・第1次試験会場は、市内の大学及び高等学校を予定しており、受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・第1次試験科目は4ページ以降をご覧ください。 <u>なお、第2次試験である作文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表		10月6日（火）
第2次試験	口述試験	10月16日（金）～11月2日（月）のうち1日
	体力検査（消防のみ）	10月19日（月）、20日（火）のうち1日
最終合格者発表		11月12日（木）

＜合格者発表について＞

- ・ 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で10月9日(金)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（電話 052-972-3308）までご連絡ください。

イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

＜面接の日程について＞

- ・ 口述試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- ・ 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験方法

(1) 合格者の決定方法

＜第1次試験合格者決定方法＞

- ・ 第1次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

＜最終合格者決定方法＞

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

(2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

ア 行政一般・学校事務

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (150分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） <25問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <25問必須解答>	600点
第2次試験	口述試験	個別面接	1,800点
	作文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《9月27日（日）実施》	600点

イ 土木・建築・機械・電気

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》）及び 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）　　<30問必須解答>	210点
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式）　　<40問必須解答> (各試験区分における出題分野は【別表】参照)	390点
第2次試験	口述試験	個別面接	1,800点
	作文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験　《9月27日（日）実施》	600点

ウ 消防

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (150分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》） 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）　　<25問必須解答>	600点
第2次試験	口述試験	個別面接	1,500点
	体力検査 (1日)	職務遂行に必要な基礎体力に関する検査 6 種目（上体起こし、握力、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、20mシャトルラン（往復持久走）[文部科学省の新体力テスト実施要項に準拠]） ※身体検査のうち、基本色の識別検査も同日に実施します。	600点
	身体検査	職務遂行上必要な身体的条件及び健康度をみる検査（尿検査、胸部エックス線検査、心電図等）を各自医療機関等で受検し、人事委員会事務局が指定する様式で提出していただきます。なお、受検に必要な費用は受験者の負担となります。 詳細は、第1次試験合格者に文書にてお知らせします。 基本色の識別検査は体力検査時に実施します。	—
	作文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験　《9月27日（日）実施》	300点

【別表】第1次試験専門試験の出題分野

試験区分	出題分野
土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
建 築	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画・建築法規、建築施工
機 械	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術（電気技術、電子技術、制御）、電子機械
電 気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術

5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、9 ページ「13 その他(3)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 ・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ ・ 受験票の印刷はA 4 判の普通紙で行ってください。 ・ 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	・ 名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/) にアクセスし、「令和 2 年度名古屋市職員採用試験（第 2 類 [高校卒業程度・18～21 歳]）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	7月7日（火）から8月3日（月）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 ・ 期間中でも、午前 2 時 00 分から午前 4 時 59 分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 7/7～ 8/3	①仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	②電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。
	④電子メール受信	本登録完了の電子メールがおおよそ10分で届きます。
受験票等の 交付 8/26～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	8月26日（水）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 8月28日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。
第1次試験 9/27	受験票及び 写真票兼承諾書を 提示	写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話 052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査や、健康診断等を行います。
- (3) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されない場合があります。
 - ア 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
 - イ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (4) 採用は、原則として令和3年4月です。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	第1次試験又は第2次試験の結果発表当日からその翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで)	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、 受験者本人 が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書 <u>(写真のあるもの)</u> (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格点 総合順位	{ ・ 9:00~12:00 ・ 13:00~17:00 (土・日・祝日・振替休日を除く。)	

- (注) ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
- ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
 - ・ 必要提示書類(写真付の身分証明書及び受験票)に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。(自家用車での来庁はご遠慮ください。)

9 主な勤務条件

(令和2年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

(1) 初任給の例

事務・技術・学校事務	消 防
171,120 円	182,160 円

(注)・ 上表の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。

・ 学校卒業後の経歴などがある場合は、上記金額に一定の基準により加算されます。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter(https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 過去の実施結果

詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。

実施年度	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）
令和元年度	560	85	6.6
平成30年度	564	53	10.6

13 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) 本市職員で受験を希望する方

ア 会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員

受験資格を満たす場合は、この試験案内に従って申し込みをしてください。

イ 上記以外の本市職員

所属長を通じて手続きをすることとなります。所属長へ申し出をしてください。

(3) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 7月15日（水）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、7月16日（木）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 8月3日（月）までの消印有効 《持込不可》

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「第2類採用試験申込書（〇〇（試験区分））請求」（朱書き）

（例）「第2類採用試験申込書（行政一般）請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合374円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、送付する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(4) 第1次試験会場予定地

第1次試験会場は、市内の大学及び高等学校を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。

また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

- ・試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。

公共交通機関を利用してください。

- ・試験会場内の下見はできません。
- ・試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。
- ・高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き（スリッパ）をお持ちください。

＜情報コーナー＞

◇ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員などを見て知れる名古屋市職員採用ナビを公開しました。

「名古屋市の今」と「名古屋市の未来」、事務、土木、建築、機械、電気、研究、消防をはじめ、18職種、25名の職員の業務内容・メッセージ、「NAGOYA BOOST 10000」などのプロジェクトストーリー、育児休業を取得した職員の体験談などを掲載していますので、ぜひご覧ください！



◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索 



◇ Twitter（@名古屋市人事委員会）について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。



令和2年度

名古屋市職員採用試験案内（職務経験者）

「行政一般・社会福祉・土木・建築・機械・電気」

（注）「職務経験者採用試験」で実施するその他の試験区分（保育Ⅰ・保育Ⅱ）の試験案内は、この案内とは別に作成しています。

令和2年6月23日

名古屋市人事委員会

【申込期間】

7月7日（火）から8月3日（月）までの本登録完了分有効

『名古屋の未来を変えるのは、君だ！』

名古屋市では、民間企業等で職責を果たす中で培ってきた、豊かな経験・積極的な行動力・柔軟な発想力を有し、即戦力として活躍できる人を募集します。

注意事項

今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、試験日程等変更となる場合があります。採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイト及び名古屋市人事委員会公式ツイッターでお知らせします。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分		採用予定人員※1	主な職務内容※2
事務	行政一般	10名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など
	社会福祉	若干名	区役所、児童福祉施設・児童相談所、保護施設等における相談・指導（夜間業務を含みます。）、生活保護、精神保健福祉 など
技術	土木	20名程度	本庁各局や公所等における道路・河川の維持管理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等 など
	建築	若干名	
	機械	5名程度	
	電気	5名程度	

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

＜申込及び問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: 052-972-3308

FAX: 052-972-4182

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp



2 受験資格

次の(1)から(5)の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

昭和36年（1961年）4月2日から平成2年（1990年）4月1日までに生まれた方

(2) 職務経験

直近10年（平成22年7月1日から令和2年6月30日まで）中に、職務経験※が通算5年以上ある方。ただし、最低1か所で3年以上継続して就業していた期間が必要です。

※ 通算可能な職務経験について

- 「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいいます。
- 対象となる職務経験は、試験区分により異なります。

試験区分	職務経験
行政一般・社会福祉	職種は問いません
土 木・建 築	各試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験
機 械・電 気	各試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験

(注) 3ページに「～職務経験期間の計算方法について～」を掲載していますので、必ず確認した上で、申し込みをしてください。

(3) 資格要件（該当区分のみ）（基準日：令和2年6月30日）

〈社会福祉〉基準日以前に社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している方

〈建築〉基準日以前に建築士法に基づく一級建築士試験に合格している方

(注) 第3次試験で、「社会福祉」区分は社会福祉士登録証（**原本**）又は精神保健福祉士登録証（**原本**）、「建築」区分は一級建築士免許証明書（**原本**）を提示していただきます。

(4) 次のいずれにも該当しない方

- 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(5) 本市職員ではない方

ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

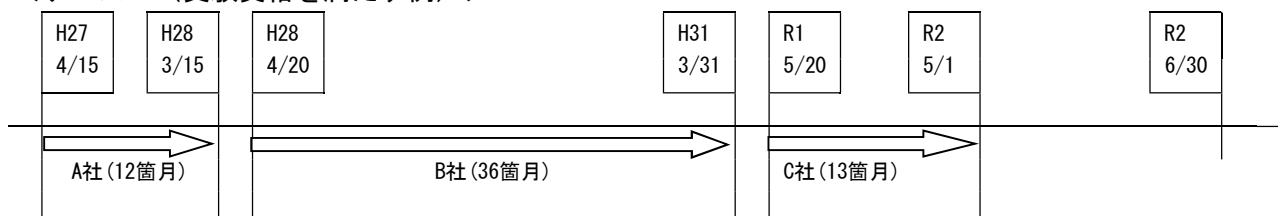
～職務経験期間の計算方法について～

【職務経験期間の計算の方法】

- ・ 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。）
- ・ 事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上である必要があります。
- ・ 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

→ (通算可能)

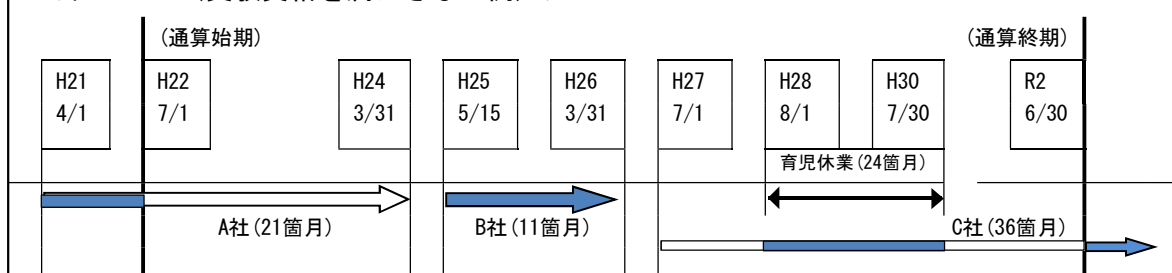
<ケース 1（受験資格を満たす例）>



職務経験の合計は 61 箇月 (5 年以上)、かつ B 社で 36 箇月 (3 年) 継続して就業しているので、受験資格を満たす。

→ (通算可能) → (通算不可)

<ケース 2（受験資格を満たさない例）>



職務経験の合計が57箇月なので、受験資格を満たさない。

A 社：直近10年間での職務経験なので平成22年7月1日以降の勤務のみ、職務経験として通算します。

B 社：職務経験が1年未満なので、通算できません。

C 社：育児休業期間の24箇月は通算しないので、職務経験は36箇月となります。(36箇月継続は満たす。) 労働基準法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。

C 社：令和2年7月1日以降の勤務は、職務経験として通算しません。

3 試験の日程等

(注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

試験の流れ	日程
受験申込	7月7日(火)～8月3日(月) ※本登録まで完了させてください。(P6 5 申込手続参照)
受験票発送	8月26日(水)
受験教室のお知らせ	9月25日(金) 市ウェブサイト to 公開します。
第1次試験	9月27日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 午後0時30分頃 ・第1次試験会場は、市内の大学及び高等学校を予定しており、 受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・第1次試験科目は、5ページをご覧ください。 <u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験にあ わせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	10月6日(火)
第2次試験（個別面接①）	10月24日(土)、25日(日)、31日(土)、11月1日(日) のうち1日
第2次試験合格者発表	11月5日(木)
第3次試験 (個別面接②・ プレゼンテーション)	11月21日(土)、22日(日)、29日(日) のうち1日
最終合格者発表	12月8日(火)

<合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で10月9日(金)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

イ 第2次試験合格者発表及び最終合格者発表

それぞれの試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。第2次試験合格者となった方で11月10日(火)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。

<面接の日程について>

- 第2次試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 第3次試験の日程は第2次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験方法

(1) 合格者の決定方法

<共通>

- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

<第2次試験合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。

<最終合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験から第3次試験までの全ての得点を合計して決定します。
- ・ 第3次試験における口述試験が一定水準に達しない場合は、不合格となります。

(2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験 (択一式) <30問 必須解答> 【出題分野】 知識分野 (社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等含む》) 知能分野 (文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)	120点
第2次試験	論文試験 (60分)	与えられた課題について、これまでの職務経験をふまえた記述式試験を行います。 《9月27日(日)実施》	600点
	口述試験 個別面接①	個別面接を行います。	600点
第3次試験	口述試験 個別面接②・ プレゼンテーション	これまでの職務により培われた豊かな経験や能力、そして、それらを名古屋市職員としてどう活かしていくかについて発表していただきます。発表後、その内容をふまえて質疑応答など個別面接を行います。	1,680点

5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、9 ページ「13 その他(2)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも受験申込をした方は必ず受験するようお願いいたします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 - Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ - 受験票の印刷はA 4 判の普通紙で行ってください。 - 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/) にアクセスし、「令和2年度名古屋市職員採用試験（職務経験者）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	7月7日（火）から8月3日（月）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 - 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 - 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 7/7～ 8/3	①仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	②電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。
	④電子メール受信	本登録完了の電子メールがおおよそ10分で届きます。
受験票等の交付 8/26～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	8月26日（水）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 8月28日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。
第1次試験 9/27	受験票及び 写真票兼承諾書を 提示	写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査や、健康診断等を行います。
- (3) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されない場合があります。
 - ア 「職務経験期間」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間」の確認は、職歴証明書の提出をもって実施します。職務経験期間の確認ができない場合には、採用されません。
 - イ 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
 - ウ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (4) 採用は、原則として令和3年4月です。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	各試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで） { ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、 受験者本人 が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券等の身分証明書（ <u>写真のあるもの</u> ） (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格基準点 総合順位		
第3次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 第3次試験得点 総合得点 合格点 総合順位		

- (注)
- ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
 - ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
 - ・ 必要提示書類（写真付の身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。

9 主な勤務条件

(令和2年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

(1) 初任給の例

採用時の年齢	職務経験	初任給例
31歳	5年	236,900円
41歳	15年	263,925円
51歳	25年	303,025円

(注) 上表の初任給例は、22歳で大学卒業後、採用時の年齢及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。なお、上限額は303,025円となります。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter(https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。

なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 令和元年度実施結果

試験区分		受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
事務	行政一般	540	23	23.5
	社会福祉	58	5	11.6
技術	土木	28	19	1.5
	建築	9	6	1.5
	機械	17	1	17.0
	電気	22	9	2.4

(詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。)

13 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 7月15日（水）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、7月16日（木）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 8月3日（月）までの消印有効 《持込不可》

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「職務経験者採用試験申込書（〇〇（試験区分））請求」（朱書き）

（例）「職務経験者採用試験申込書（行政一般）請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料374円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、郵送する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(3) 第1次試験会場予定地

第1次試験会場は、市内の大学及び高等学校等を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。

また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。
公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。
- ・ 高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き（スリッパ）をお持ちください。

<情報コーナー>

◇ 「名古屋市職員採用ナビ」を公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員などを見て知れる名古屋市職員採用ナビを公開しました。「名古屋市の今」と「名古屋市の未来」、事務、土木、建築、機械、電気、研究、消防をはじめ、18職種、25名の職員の業務内容・メッセージ、「NAGOYA BOOST 10000」などのプロジェクトストーリー、育児休業を取得した職員の体験談などを掲載していますので、ぜひご覧ください！



◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索 



◇ 市ウェブサイトの「よくある質問」をー読ください。

<よくある質問の一例>

Q. 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、職務経験に該当しますか？

A. 一定の条件を満たせば該当します。

同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を一定期間継続して就業していれば、職務経験に該当します。

◇ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！

フォローをお待ちしております！



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。



令和2年度

名古屋市職員採用試験案内（職務経験者）

「保育Ⅰ」「保育Ⅱ」

（注）「職務経験者採用試験」で実施するその他の試験区分（「行政一般・社会福祉・土木・建築・機械・電気」）については、この案内とは別に作成しています。

令和2年6月23日

名古屋市人事委員会

【申込期間】

7月7日（火）から8月3日（月）までの本登録完了分有効

『名古屋の未来を変えるのは、君だ！』

名古屋市では、民間企業等で職責を果たす中で培ってきた、豊かな経験・積極的な行動力・柔軟な発想力を有し、即戦力として活躍できる人を募集します。

注意事項

今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、試験日程等変更となる場合があります。
採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイト及び名古屋市人事委員会公式
ツイッターでお知らせします。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分	採用予定人員※1	主な職務内容※2
保 育 Ⅰ	若干名	・ 保育所における児童の保育 など
保 育 Ⅱ	若干名	・ 保育所以外の児童福祉施設（夜間業務を含みます。）等における児童の保育 など

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

＜申込及び問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: 052-972-3308

FAX: 052-972-4182

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp



2 受験資格

次の(1)から(4)の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

昭和36年（1961年）4月2日から平成2年（1990年）4月1日までに生まれた方

(2) 免許資格・職務経験

直近10年（平成22年7月1日から令和2年6月30日まで）中に、保育所等※1における保育士※2としての職務経験が通算5年以上※3ある方。ただし、最低1か所で3年以上継続して就業していた期間が必要です。

※1「保育所等」とは、次の施設及び事業所です。

- ・ 保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定こども園
- ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童の一時保護施設
- ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所

※2 第2次試験で、保育士証（原本）を確認します。詳しくは第1次試験合格者宛てに通知します。

※3 通算可能な職務経験について

- ・ 保育士登録後の就業期間のみ職務経験として通算できます。
- ・ 同一の保育所等において、週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間のことをいいます。

(注) 3ページに「～職務経験期間の計算方法について～」を掲載していますので、必ず確認した上で、申し込みをしてください。

(3) 次のいずれにも該当しない方

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(4) 本市職員ではない方

ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

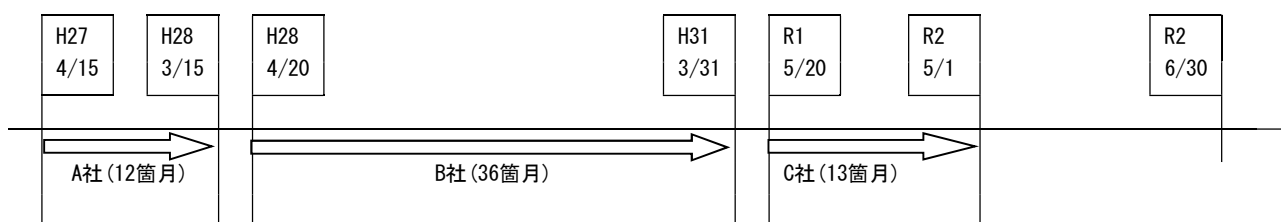
～職務経験期間の計算方法について～

【職務経験期間の計算の方法】

- ・ 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。）
- ・ 事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要です。
- ・ 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

➡（通算可能）

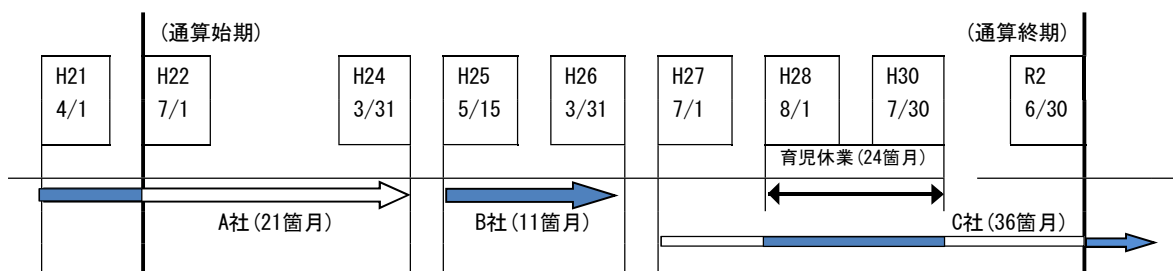
<ケース1（受験資格を満たす例）>



職務経験の合計は 61 箇月 (5 年以上)、かつ B 社で 36 箇月 (3 年) 継続して就業しているため、受験資格を満たす。

➡（通算可能） ➡（通算不可）

<ケース2（受験資格を満たさない例）>



職務経験の合計が57箇月なので、受験資格を満たさない。

A社：直近10年間の職務経験なので平成22年7月1日以降の勤務のみ、職務経験として通算します。

B社：職務経験が1年未満なので、通算できません。

C社：育児休業期間の24箇月は通算しないので、職務経験は36箇月となります。（36箇月継続は満たす。）
労働基準法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。

C社：令和2年7月1日以降の勤務は、職務経験として通算しません。

3 試験の日程等

(注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

試験の流れ	日程
受験申込	7月7日(火)～8月3日(月) ※本登録まで完了させてください。(P6 5 申込手続き参照)
受験票発送	8月26日(水)
受験教室のお知らせ	9月25日(金) 市ウェブサイトに公開します。
第1次試験 (教養試験及び専門試験)	9月27日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 午後0時30分頃 ・第1次試験会場は、市内の大学及び高等学校を予定しており、 受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・第1次試験科目は、5ページをご覧ください。
第1次試験合格者発表	10月6日(火)
第2次試験 (個別面接など)	10月22日(木)、23日(金)のうち1日
最終合格者発表	11月12日(木)

<合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で10月9日(金)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- 第2次試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験方法

(1) 合格者の決定方法

<共通>

- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

<第1次試験合格者決定方法>

- ・ 第1次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。
その場合、他の試験科目の採点は行いません。

<最終合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。
その場合、他の試験科目の採点は行いません。

(2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

ア 保育Ⅰ

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験 (択一式) <30問 必須解答> 【出題分野】知識分野(社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等含む》)、 知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)	120点
	専門試験 (60分)	保育士として職務遂行に必要なとされる知識をみる試験(択一式) <20問 必須解答> 【出題分野】社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、 保育原理・保育内容、子どもの保健	480点
第2次試験	実技面接	これまでの職務により培った能力に関する実技試験を行います。実技終了後、関連した 質疑応答を行います。詳細は第1次試験合格者に通知します。	1,200点
	個別面接	個別面接を行います。	1,200点
	ピアノ実技 (※)	バイエル教則本の「No. 89」「No. 96」「No. 102」(いずれも原書番号)のうち1曲を演奏 する実技試験を行います。 演奏する曲は試験当日に指示します。楽譜は各自でお持ちください。	—

(※) ピアノ実技は、職務遂行に必要なピアノ演奏能力を判定するものです(点数化しません。)

イ 保育Ⅱ

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験 (択一式) <30問 必須解答> 【出題分野】知識分野(社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等含む》)、 知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)	120点
	専門試験 (60分)	保育士として職務遂行に必要なとされる知識をみる試験(択一式) <20問 必須解答> 【出題分野】社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、 保育原理・保育内容、子どもの保健	480点
第2次試験	個別面接①	個別面接を行います。	1,200点
	個別面接② ・プレゼン テーション	これまでの職務により培われた豊かな経験や能力、そして、それらを名古屋市職員 としてどう活かしていくかについて発表していただきます。発表後、その内容をふま えて質疑応答など個別面接を行います。	1,200点

5 申込手続 ※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、9 ページ「13 その他(2)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 - Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ - 受験票の印刷はA 4 判の普通紙で行ってください。 - 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	名古屋市電子申請サービス（https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/）にアクセスし、「令和2年度名古屋市職員採用試験（職務経験者・保育）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	7月7日（火）から8月3日（月）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 - 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 - 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 7/7～ 8/3	①仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	②電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。
	④電子メール受信	本登録完了の電子メールがおおよそ10分で届きます。
受験票等の 交付 8/26～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	8月26日（水）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 8月28日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。
第1次試験 9/27	受験票及び 写真票兼承諾書を 提示	写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査や、健康診断等を行います。
- (3) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されない場合があります。
 - ア 「職務経験期間」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間」の確認は、職歴証明書の提出をもって実施します。職務経験期間の確認ができない場合には、採用されません。
 - イ 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
 - ウ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (4) 採用は、原則として令和3年4月です。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	第1次試験又は第2次試験の結果 発表当日からその翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで)	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、 受験者本人 が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券等の身分証明書(写真のあるもの) (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格点 総合順位	{ ・ 9:00~12:00 ・ 13:00~17:00 (土・日・祝日・振替休日を除く。)	

- (注)
- ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
 - ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
 - ・ 必要提示書類(写真付の身分証明書及び受験票)に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください。)

9 主な勤務条件

(令和2年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

(1) 初任給の例

採用時の年齢	職務経験	初任給例
31歳	5年	236,900円
41歳	15年	263,925円
51歳	25年	303,025円

(注) 上表の初任給例は、22歳で大学卒業後、採用時の年齢及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。なお、上限額は303,025円となります。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter(https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。

なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 令和元年度実施結果

試験区分	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
保育Ⅰ	13	5	2.6
保育Ⅱ	3	1	3.0

(詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。)

13 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）児童福祉施設への入所措置、児童の一時保護、保育事業等の業務停止命令、児童福祉施設の設置認可 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 7月15日（水）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、7月16日（木）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 8月3日（月）までの消印有効 《持込不可》

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「職務経験者採用試験申込書（〇〇（試験区分））請求」（朱書き）

（例）「職務経験者採用試験申込書（保育Ⅰ）請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料374円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、郵送する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(3) 第1次試験会場予定地

第1次試験会場は、市内の大学及び高等学校等を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。

また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。
公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。
- ・ 高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き（スリッパ）をお持ちください。

＜情報コーナー＞

◇ 「名古屋市職員採用ナビ」を公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員などを見て知れる名古屋市職員採用ナビを公開しました。「名古屋市の今」と「名古屋市の未来」、事務、土木、建築、機械、電気、研究、消防をはじめ、18職種、25名の職員の業務内容・メッセージ、「NAGOYA BOOST 10000」などのプロジェクトストーリー、育児休業を取得した職員の体験談などを掲載していますので、ぜひご覧ください！



◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒ で



また、名古屋市では、公立保育園の保育士など、会計年度任用職員を募集しています。採用情報は市ウェブサイトで確認してください。

《注意：会計年度任用職員としての任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません》

◇ 市ウェブサイトの「よくある質問」をご一読ください。

＜よくある質問の一例＞

Q. 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、職務経験に該当しますか？

A. 一定の条件を満たせば該当します。

同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を一定期間継続して就業していれば、職務経験に該当します。

◇ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。



令和2年度

名古屋市職員採用試験案内（就職氷河期世代）

【申込期間】

7月7日（火）から8月3日（月）までの本登録完了分有効

令和2年6月23日

名古屋市人事委員会

『名古屋の未来を変えるのは、君だ！』

本試験は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、様々な課題に直面している就職氷河期世代を対象とした採用試験です。

- ▶ 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方が対象です。
- ▶ 学歴及び職務経験は問いません。（任用上の学歴は、高校卒として採用されます。）
- ▶ 採用は原則令和3年4月です。
- ▶ 同日程で実施する名古屋市職員職務経験者採用試験と併願することはできません。

<注意事項>

今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、試験日程等変更となる場合があります。採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイト及び名古屋市人事委員会公式ツイッターでお知らせします。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分	採用予定人員※1	主な職務内容※2
行政一般	10名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

<申込及び問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L: 052-972-3308

F A X: 052-972-4182

M a i l: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp



2 受験資格

次の(1)～(3)の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

昭和45年（1970年）4月2日から昭和61年（1986年）4月1日までに生まれた方

(2) 次のいずれにも該当しない方

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(3) 本市職員ではない方

ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

3 試験の日程等

（注）試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

試験の流れ	日程
受験申込	7月7日（火）～8月3日（月） ※本登録まで完了させてください。（P4 5 申込手続参照）
受験票発送	8月26日（水）
受験教室のお知らせ	9月25日（金） 市ウェブサイトに掲載します。
第1次試験	9月27日（日） 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 午後0時30分頃 ・ 第1次試験会場は、市内の大学及び高等学校を予定しており、 受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・ 第1次試験科目は、3ページをご覧ください。 <u>なお、第3次試験である作文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	10月6日（火）
第2次試験（個別面接①）	10月19日（月）～10月22日（木）のうち1日
第2次試験合格者発表	11月5日（木）
第3次試験（個別面接②）	11月16日（月）、11月18日（水）のうち1日
最終合格者発表	12月8日（火）

＜合格者発表について＞

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で10月9日（金）までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

イ 第2次試験合格者発表及び最終合格者発表

それぞれの試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。第2次試験合格者となった方で11月10日（火）までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

＜面接の日程について＞

- 第2次試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 第3次試験の日程は第2次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験方法

(1) 合格者の決定方法

＜第2次試験合格者決定方法＞

- 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- 第2次試験における口述試験が一定水準に達しない場合は、不合格となります。

＜最終合格者決定方法＞

- 合格者は、第1次試験から第3次試験までの全ての得点を合計して決定します。
- 第3次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

(2) 試験の内容、出題分野

- 問題は活字印刷文による出題です。
- 身体障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 【出題分野】 知識分野（社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等含む》） 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）	120点
第2次試験	口述試験 (個別面接①)	個別面接を行います。	600点
第3次試験	作文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験を行います。 《9月27日（日）実施》	600点
	口述試験 (個別面接②)	個別面接を行います。	1680点

5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、7ページ「12 その他(2)」参照)

- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 ・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ ・ 受験票の印刷はA4判の普通紙で行ってください。 ・ 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	・ 名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/)にアクセスし、「令和2年度名古屋市職員採用試験（就職氷河期世代）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	7月7日（火）から8月3日（月）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 ・ 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 7/7～ 8/3	①仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	②電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。
	④電子メール受信	本登録完了の電子メールがおよそ10分で届きます。
受験票等の 交付 8/26～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	8月26日（水）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 8月28日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。
第1次試験 9/27	受験票及び 写真票兼承諾書を 提示	写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともに持ちください。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査や、健康診断等を行います。
- (3) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されない場合があります。
 - ア 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
 - イ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (4) 採用は、原則として令和3年4月です。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	各試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで） { ・ 9：00～12：00 ・ 13：00～17：00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局（中区三の丸三丁目1番1号）において、受験者本人が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券等の身分証明書（ <u>写真のあるもの</u> ） (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格基準点 総合順位		
第3次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 第3次試験得点 総合得点 合格点 総合順位		

- (注)
- ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
 - ・ 必要提示書類（写真付の身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。
 - ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

9 主な勤務条件

(令和2年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

(1) 初任給の例

採用時の年齢	職務経験	初任給例
35歳	5年	235,865円
40歳	10年	250,010円
45歳	15年	263,005円

(注) 上表の初任給例は、22歳で大学卒業後、採用時の年齢及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。なお、上限額は276,805円となります。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter(https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。

なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 7月15日（水）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、7月16日（木）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 8月3日（月）までの消印有効 《持込不可》

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「就職氷河期世代採用試験申込書請求」（朱書き）

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合は、374円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、郵送する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(3) 第1次試験会場予定地

第1次試験会場は、市内の大学及び高等学校を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。

また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。
公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。
- ・ 高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き（スリッパ）をお持ちください。

<情報コーナー>

◇ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員などを見て知れる名古屋市職員採用ナビを公開しました。「名古屋市の今」と「名古屋市の未来」、事務、土木、建築、機械、電気、研究、消防をはじめ、18職種、25名の職員の業務内容・メッセージ、「NAGOYA BOOST 10000」などのプロジェクトストーリー、育児休業を取得した職員の体験談などを掲載していますので、ぜひご覧ください！



◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒ で



◇ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 2年 6月23日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1487号	㈱新生工業	小野 圭造	名古屋市中川区春田一丁目21番地	令和 2年 5月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 2年 6月23日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 664号	オーク設備工業(株)	佐藤 公義	名古屋市中村区太閤三丁目 1番18号	令和 2年 5月 8日
第 533号	山正設備工業所	山野井 正年	名古屋市天白区原二丁目1514番地	令和 2年 5月25日
第 786号	(有)中部水道センター	間瀬 満	三重県四日市市桜新町 2丁目 138番地	令和 2年 5月25日
第 197号	加藤設備(株)	加藤 治彦	名古屋市西区上名古屋三丁目 2番19号	令和 2年 5月27日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 2年 6月23日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1421号	セント・グループ (株)	暮沼 伸太郎	名古屋市緑区平手北 二丁目 110番地	令和 2年 5月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 2年 6月23日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 533号	山正設備 工業所	山野井 正 年	名古屋市天白区原二 丁目1514番地	令和 2年 5月25日
第 197号	加藤設備 (株)	加藤 治彦	名古屋市西区上名古屋三丁目 2番19号	令和 2年 5月27日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課